

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 土砂災害防止計画</p> <p>第3 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>2 発表及び解除</p> <p>【発表】</p> <p>大雨警報発表中に、<u>予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき。</u></p> <p>第4節 都市計画</p> <p>第4 <u>建築基準法第22条に基づく区域指定</u></p> <p><u>準防火地域以外の市街地について耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図る。</u></p> <p>第6節 農地農業計画</p> <p>第2 農業計画</p> <p>1 防災営農体制</p> <p>(2) <u>農業共済加入率の向上</u></p> <p><u>農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。</u></p> <p>第10節 防災知識の普及計画</p> <p>第2 住民向けの防災教育</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 土砂災害防止計画</p> <p>第3 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>2 発表及び解除</p> <p>【発表】</p> <p>大雨警報発表中に、<u>実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達すると予測されるとき。</u></p> <p>第4節 都市計画</p> <p>第4 <u>屋根不燃化区域の指定</u></p> <p><u>防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。</u></p> <p>第6節 農地農業計画</p> <p>第2 農業計画</p> <p>1 防災営農体制</p> <p>(2) <u>農業保険の普及</u></p> <p><u>農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。</u></p> <p>第10節 防災知識の普及計画</p> <p>第2 住民向けの防災教育</p>	<p>7</p> <p>9</p> <p>13</p>	<p>県地域防災計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>農業災害補償法の改正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>5 避難に関する情報</u></p> <p><u>市は、防災マップ等の配布又は回覧に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p>	23	防災基本計画の修正
<p>第12節 自主防災組織編成計画</p> <p>第7 企業防災の促進</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第12節 自主防災組織編成計画</p> <p>第7 企業防災の促進</p> <p><u>4 企業の責務</u></p> <p><u>企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	30	防災基本計画の修正
<p><u>4 地下街等</u></p> <p><u>5 大規模工場等</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用</p> <p>(2) その他</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時</p>	<p><u>5 地下街等</u></p> <p><u>6 大規模工場等</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用</p> <p>(2) その他</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で、<u>大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しない</p>	44	県地域防災計画の修

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p> <p>ウ 竜巻注意情報 ・・・この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報 2 国の機関が行う洪水予報の伝達先（県内関係のみ）</p> <p>第3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時に、市町村の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（警戒レベル4に相当する）。</p>	<p>ような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p> <p>ウ 竜巻注意情報 ・・・この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報 2 国の機関が行う洪水予報の伝達先（県内関係のみ） <u>陸上自衛隊施設学校への伝達方法を専用回線からインターネットへ変更</u></p> <p>第3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（<u>避難が必要とされる警戒</u></p>	<p>46</p>	<p>正</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第4 火災気象通報</p> <p>2 通報の対象地域 <u>県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域に基づく。</u></p> <p>3 通報先及び通報手段 県生活環境部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報システムとする。 <u>（新規）</u></p> <p>4 通報の基準 <u>気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報する。</u></p>	<p>レベル4に相当する)。</p> <p>第4 火災気象通報</p> <p>2 通報の対象地域 <u>市町村単位で通報する。</u></p> <p>3 通報先及び通報手段 県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報システムとする。</p> <p>4 通報文の構成 <u>（1） 標題</u> <u>（2） 発表官署名及び発表日時</u> <u>（3） 見出し、対象地域・要素・期間及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）</u></p> <p>5 通報の基準 <u>毎朝（5時頃）、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。</u></p>	<p>46</p> <p>47</p>	<p>火災気象通報の運用見直し</p>
<p>第16節 清掃計画 <u>災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻そう等多くの困難が予想されるが、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るため次により迅速かつ適切に行うものとする。</u></p>	<p>第16節 清掃計画 <u>災害時には、住民による片付け作業が始まると同時に、災害で使用できなくなったものがごみとして搬出され、市町村のごみ処理能力を超える大量の廃棄物が発生する可能性がある。また、施設の被災等により、一般廃棄物処理事業に支障が生じる可能性がある。</u></p>	<p>104</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>また、市は、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理を進めるものとする。</p> <p>第1 実施責任者 被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長が行うものとする。</p> <p>第2 状況の把握及び清掃計画 災害が発生した場合、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設便所の設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、住民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。</p> <p>第3 協力要請 状況により、住民自らによる処理、又は集積場所への運搬等住民に対し協力を求めるとともに管内清掃事業者、土木、運送事業者の協力又は近隣市町村の応援を要請する。 なお、近隣市町村等の応援又は協力が得られない場合は、県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力についてあつせんを要請する。</p>	<p><u>このため、市は、災害時の適切な初動対応や、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保するものとする。</u></p> <p>市は、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策をまとめた<u>坂東市災害廃棄物処理計画（令和2年9月策定）</u>に基づき処理を進めるものとする。</p> <p>第1 実施責任者 被災地における処理計画の樹立とその運営は、市長が行うものとする。</p> <p>第2 状況の把握及び災害廃棄物処理計画 災害が発生した場合、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める<u>災害廃棄物処理計画</u>に基づき仮設便所の設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、住民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。</p> <p>第3 協力要請 状況により、住民自らによる処理、又は仮置場への運搬等住民に対し協力を求めるとともに管内清掃事業者、土木、運送事業者の協力を要請する。 また、<u>県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、</u>県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力についてあつせんを要請する。</p>	<p>現計画項</p>	<p>災害廃棄物処理計画を位置付け</p> <p>県地域防災計画の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第4 臨時の措置</p> <p>廃棄物の処理について処理能力を<u>越え</u>、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が<u>最も少ない場所及び方法</u>により緊急措置を講じる。</p> <p>第5 応急清掃</p> <p>1 ごみの収集処理方法</p> <p>(1) トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。</p> <p>(2) 市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し、<u>清掃計画</u>を策定する。</p> <p>(3) 市は、住民によって集められた<u>仮集積場</u>のごみを管理し、委託業者により処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理施設が処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が<u>最も少ない場所及び方法</u>により緊急措置を講じる。</p> <p>2 し尿の収集処理方法</p> <p>し尿の処理は、岩井<u>地区</u>では、坂東市他3市で構成する「常総衛生組合」、猿島<u>地区</u>では、坂東市他1市2町で構成する「さしま環境管理事務組合」それぞれの許可業者により、し尿のくみ取り、浄化槽の汚泥くみ取り及び清掃を行っている。</p> <p>(1) 市は、災害により、し尿を処理する必要が発生した場合は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとも</p>	<p>第4 臨時の措置</p> <p>廃棄物の処理について処理能力を<u>超え</u>、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響を<u>最小限に抑える方法</u>により緊急措置を講じる。</p> <p>第5 応急清掃</p> <p>1 ごみの収集処理方法</p> <p>(1) トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。</p> <p>(2) 市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し、<u>災害廃棄物処理実行計画</u>を策定する。</p> <p>(3) 市は、住民によって集められた<u>仮置場</u>のごみを管理し、委託業者により処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理施設が処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響を<u>最小限に抑える方法</u>により緊急措置を講じる。</p> <p>2 し尿の収集処理方法</p> <p>し尿の処理は、岩井<u>地域</u>では、坂東市他3市で構成する「常総衛生組合」、猿島<u>地域</u>では、坂東市他1市2町で構成する「さしま環境管理事務組合」それぞれの許可業者により、し尿のくみ取り、浄化槽の汚泥くみ取り及び清掃を行っている。</p> <p>(1) 市は、災害により、し尿を処理する必要が発生した場合は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保や<u>マンホールト</u></p>	<p>105</p>	<p>災害廃棄物処理計画を位置付け</p> <p>表記の修正</p> <p>災害廃棄物処理計画</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考																						
<p>に、清掃車（バキュームカー）を業者に依頼し、能率的かつ衛生的に収集し、処理するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、<u>近隣市町村へ</u>収集、処理の応援要請を行うものとする。</p> <p>(2) 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。</p> <p>(3) 市は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置するものとする。</p> <p>■し尿処理施設</p>	<p><u>イレ、下水道への直接投入等処分の負担減</u>に努めるとともに、清掃車（バキュームカー）を業者に依頼し、能率的かつ衛生的に収集し、処理するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、<u>県等との協定に基づき県へ</u>収集、処理の応援要請を行うものとする。</p> <p>(2) 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。</p> <p>(3) 市は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置するものとする。</p> <p>■し尿処理施設</p>	<p>を位置付け</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>災害廃棄物処理計画を位置付け</p>																							
<table border="1" data-bbox="109 788 909 1129"> <thead> <tr> <th>組合名</th> <th>所在地</th> <th>規模 Kℓ/日</th> <th>処理方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[岩井地区] 常総衛生組合</td> <td>つくばみらい市 小絹 1450</td> <td>150</td> <td>標・脱</td> </tr> <tr> <td>[猿島地区] さしま環境管 理事務組合</td> <td>境町大字長井戸 1728-2</td> <td>120</td> <td>標・脱</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「標・脱」は、標準脱窒素処理方式の意味である。</p> <p>3 死亡獣畜処理</p> <p><u>死亡獣畜は、市が処理するものとし、処理できない場合には古河保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理をするものとする。</u></p>	組合名		所在地	規模 Kℓ/日	処理方式	[岩井地区] 常総衛生組合	つくばみらい市 小絹 1450	150	標・脱	[猿島地区] さしま環境管 理事務組合	境町大字長井戸 1728-2	120	標・脱	<table border="1" data-bbox="936 788 1736 1129"> <thead> <tr> <th>組合名</th> <th>所在地</th> <th>規模 Kℓ/日</th> <th>処理方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[岩井地域] 常総衛生組合</td> <td>つくばみらい市 小絹 1450</td> <td>150</td> <td>標・脱</td> </tr> <tr> <td>[猿島地域] さしま環境管 理事務組合</td> <td>境町大字長井戸 1728-2</td> <td>120</td> <td>標・脱</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「標・脱」は、標準脱窒素処理方式の意味である。</p> <p>3 死亡獣畜処理</p> <p><u>死亡家畜は産業廃棄物として、死亡愛玩動物は一般廃棄物としてそれぞれの所有者が処理し、その他の死亡獣畜は市が処理するものとする。</u>処理できない場合には古河保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理をするものとする。</p>	組合名	所在地	規模 Kℓ/日	処理方式	[岩井地域] 常総衛生組合	つくばみらい市 小絹 1450	150	標・脱	[猿島地域] さしま環境管 理事務組合	境町大字長井戸 1728-2	120
組合名	所在地	規模 Kℓ/日	処理方式																						
[岩井地区] 常総衛生組合	つくばみらい市 小絹 1450	150	標・脱																						
[猿島地区] さしま環境管 理事務組合	境町大字長井戸 1728-2	120	標・脱																						
組合名	所在地	規模 Kℓ/日	処理方式																						
[岩井地域] 常総衛生組合	つくばみらい市 小絹 1450	150	標・脱																						
[猿島地域] さしま環境管 理事務組合	境町大字長井戸 1728-2	120	標・脱																						